

令和4年2月18日

三重県知事 一見 勝之 様

## 保健所の動物愛護業務に関する申し入れ書

三重県鈴鹿市平野町1360-7  
NPO 法人グリーン Net  
武藤安子

本県の動物愛護業務において、TNR 事業では手術した猫が捨てられる刑事事件や未遂事件が起こり、猫の引取り業務では事務手続きの不正が発覚しました。つきましては、下記の通り業務の改善をお願いしたく、申し入れます。

### 記

- ① TNR 事業の進め方を見直してください。
  - (ア) 自治会の役割は告知・報告などの広報のみとする。
  - (イ) 捕獲器の取扱いは犯罪防止の観点から、猫ボランティア(給餌者含む)に限定する。
  - (ウ) 頭数確保のために早期捕獲が常態化している一斉手術から脱却し、常時手術ができる体制を整える。助成金での支援も選択肢の一つとする。

#### 【理由】

地域ぐるみで猫と給餌者を排除させようと不適切なチラシを自治会に配布したり、給餌者に飼い主責任があるかのような苦情対応や広報をしたり、保健所による排除作戦が綿々と続けられています。このような状況の中で、地域住民の意識だけが向上するわけがありません。捕獲器は猫を傷つけたり、捨てたりすることのできる凶器となります。このような犯罪から猫を守るため、支援に入るボランティアには安全講習の受講を義務付けるなど、しっかりと安全対策も必要と考えます。

また、何日も前から捕獲している頭数確保優先の異常な様は、一斉手術の弊害と思われる。猫の健康に負担の少ない方法として協力病院での手術のほか、助成金の創設が望まれています。

- ② 病気もケガもしていない所有者不明の自活不能猫(生後 3 か月未満)を負傷動物として引取り、公告しています。この事務手続きは不正ですので改めて下さい。

#### 【理由】

負傷動物の引取り要件は、「疾病にかかり、もしくは負傷した犬猫」(動物の愛護及び管理に関する法律第36条)です。法35条ではなく、法36条の負傷扱いにすることにより、駆除目的の違法性のある引取りが隠されてしまいます。

また、全国自治体の引取り殺処分状況のデータが環境省の HP に載るため、全国に誤った情報が発信されます。

以上